平成２６年（フ）第２８５号
千葉県柏市豊四季712番地53　コーポ丸八201号
債務者　高岡眞奈美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２８７号
千葉県松戸市古ケ崎３―3289―１　イーグレットＢ102号室、住民票上の住所千葉県松戸市上矢切1392番地の８
債務者　正岡　大樹
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２９３号
千葉県松戸市新松戸７丁目59番地の１　レオパレスさくら101号
債務者　**来**原　新治
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３１１号
千葉県松戸市常盤平３丁目24番地の１　常盤平公団住宅３街区８棟302号
債務者　浅見　晃一
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３１２号
千葉県松戸市常盤平３丁目24番地の１　常盤平公団住宅３街区８棟302号
債務者　浅見　輝子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３１７号
千葉県流山市野々下３丁目931番地の82　第一豊四季ハイツ203
債務者　安齋よしえ
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３２１号
千葉県我孫子市船戸１丁目５番９―203号　メゾン船戸
債務者　陶山　哲男
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２２３７号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番９―501号
債務者　日髙　広志
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９７５号
大阪府門真市島頭４丁目５番６号
債務者　山本　大介
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２３２号
神奈川県藤沢市遠藤934番地の９　トマトハウス103
債務者　小川　万季
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２３５号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸1592番地１
債務者　大貫　広行
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３００号
栃木県小山市大字荒井78番地19
債務者　佐藤　有樹
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３３号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅４号棟201号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町177番地43
債務者　佐藤　謙司
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４０号
栃木県宇都宮市氷室町1038番地
債務者　檜山　洋幸
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７３７０号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮３丁目６―２　ブルーハイツ大宮Ｄ―201
債務者　久保　慎治
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３７１号
神奈川県横浜市西区戸部本町48―10―701
債務者　保山　　啓
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部